

# 刑事・少年事件の 受任・選任にかかる諸手続

刑事弁護委員会 委員 賛田 健二郎 (61 期)

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 浅井 健人 (64 期)

近時、刑事弁護事件を受任する際、対弁護士会・法テラス等も含めた受任・選任にかかる手続の流れが複雑となり、分かりにくいという声があります。弁護士の刑事・少年事件に携わる頻度等は、会員毎に異なるため、その程度もそれぞれです。

そこで、今月号の特集では、主に「はじめて」や「久しぶり」に刑事事件を担当する会員が、迷うことなく諸手続を進めて弁護活動に携われるよう、刑事弁護委員会及び子どもの人権と少年法に関する特別委員会の方々に受任・選任にかかる諸手続の解説をいただきました。また、本年 6 月から、被疑者国選対象事件が拡大されたのに伴う手続の変更点も反映されているため、より一層、会員に有益な情報となっており、ぜひ活用いただけたらと思います。

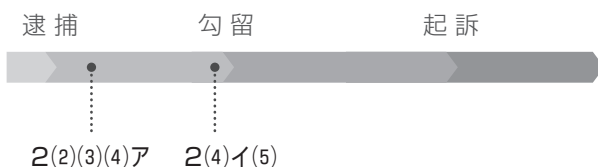
なお、本特集記載の運用は、本年 5 月 21 日現在のものですので、その後の運用変更等については当会ホームページ等をご参照ください。  
(佐藤 顕子)

## 1 はじめに

近時、被疑者国選弁護制度の導入、対象事件の拡大、国選付添制度の導入、対象事件の拡大、被疑者国選の全勾留事件への拡大等、国選制度がめまぐるしく変化している。それに伴い、当番から国選への切替手続や、刑事被疑者弁護援助制度（以下「被疑者援助制度」という）を利用した受任手続など、手続が複雑化し、変更されることも多い。対弁護士会、対法テラス、対検察庁・裁判所への書面の提出先など、非常に複雑になっているため分かりにくいという声がある。何件か経験すれば慣れてくるものの、新入会員や、数年ぶりに刑事事件、少年事件に携わる会員にとっては分かりにくい部分もある。さらに、本年 6 月から、被疑者国選対象事件が、勾留された全事件に拡大された。制度改正に伴い、本庁管内の被疑者国選事件の配点方法が大幅に変更されたので注意が必要である。

本稿では、陥りやすいミスなどにも留意しつつ、会員の皆様が手続に迷うことなく刑事・少年事件を全うできるよう、当会を中心とした各手続についてご案内させていただきたい。

## 2 当番弁護（成人・少年）による 派遣から受任に至る流れ



### (1) 当番弁護士とは

当番弁護士とは、身体拘束を受けている被疑者・被告人や家族等から、弁護士会に接見の依頼があった場合に、弁護士が 1 回だけ無料で接見に赴き、被疑者・被告人・少年の相談に応じる制度である。東京三会では、法律上の私選弁護人選任申出制度（刑訴法 31 条の 2）としての弁護士の紹介を兼ねている。

当会では、成人事件と少年事件に分けて名簿を作成している。いずれの名簿も待機日制で、割り当てられた待機日に事件がくれば、電話で派遣の連絡があり、その後 FAX で配点連絡票が送られてくる。連絡がくればすぐに接見に行けるよう、準備しておく必要がある。

以下では、逮捕段階で当番弁護士として派遣された場合の手続の流れを紹介する（被疑者段階の手続は

成人も少年も変わらない)。「接見後」に取るべき手続について」(資料1)にフローチャートとしてまとめられているので、適宜参照しながらご覧いただきたい。なお、当番弁護士として派遣された場合は、受任する場合もしない場合も、刑事弁護センターに「接見報告書」を提出する必要がある。

## (2) 当番派遣で終了する場合

当番弁護士として派遣された結果、被疑者から受任申出がない場合、あるいは受任申出があったが受任しない場合は、そこで終了となる。ただし、当会では

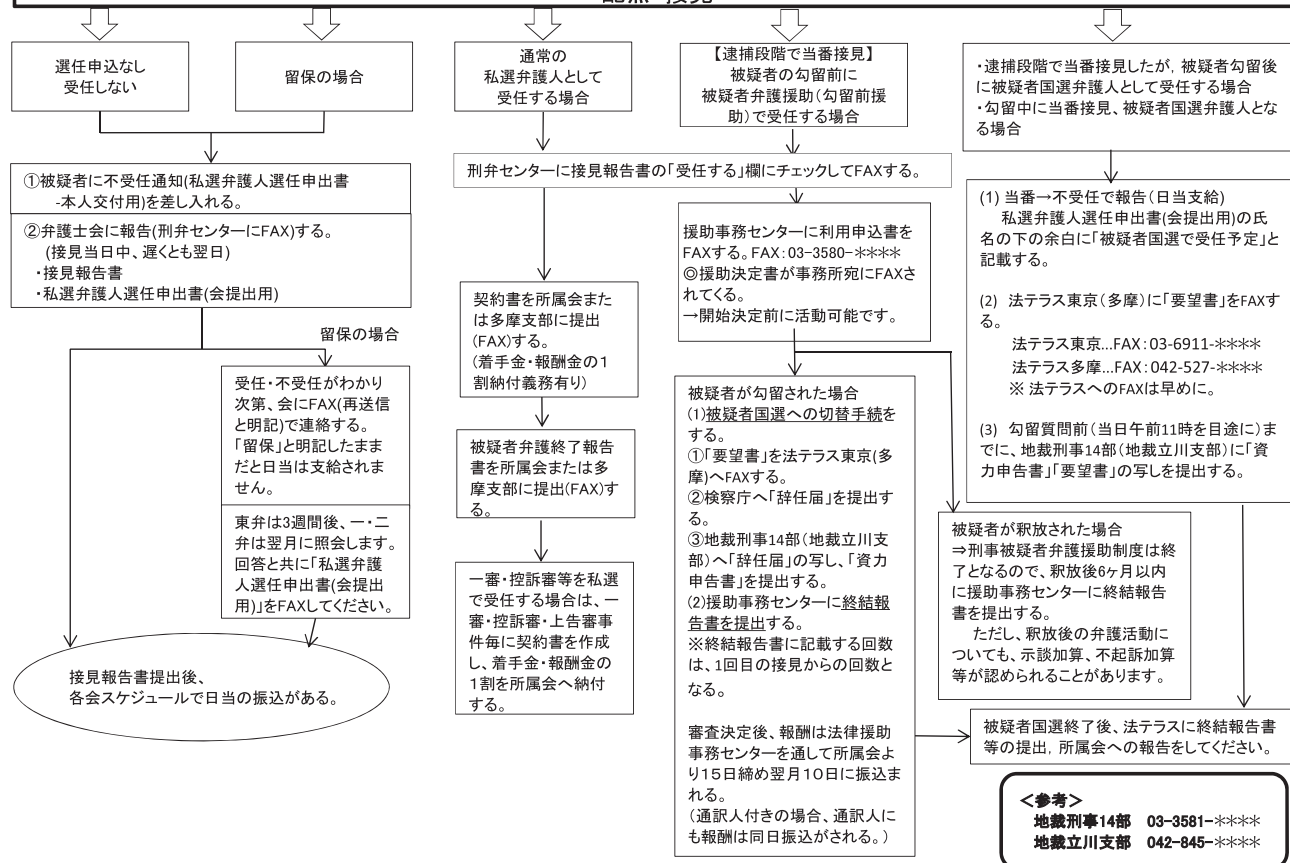
当番弁護士に事件の受任義務があるので、利益相反や、違法な活動を強要されるなど、正当な理由がない限り受任するのが原則である(一定の種類の事件は受任できない、というのは正当な理由にはならない)。また、私選弁護費用を支払う資力がなくとも、被疑者援助制度や被疑者国選制度を利用して受任することが求められる。

事件の受任をしない場合、配点連絡票とともに送られてくる「不受任通知書」を被疑者本人に差し入れる(これがないと被疑者が国選弁護人の請求をできない場合があるので必ず差し入れること)。

資料1

### 接見後取るべき手続について

#### 配点・接見



◆勾留後は、被疑者弁護援助制度の利用は出来ません。

◆援助制度を利用する場合には、必ず書式4の弁護人選任届(当番弁護士マニュアル書式・資料編p.10)を使用してください。

### (3) 私選で受任する場合

被疑者（ないし家族など）が費用を支払う資力があり、私選弁護として受任する場合は、所定の「受任契約書」を作成する。また、「弁護士選任届」（以下「弁選」という）を作成し、検察官送致前の場合は管轄の警察署に、検察官送致後は東京地方（区）検察庁に提出する。検察庁の提出先は担当部によって異なるので、総務部事件担当に電話し、事前に担当部を問い合わせておくといふ。被疑者から弁選の宅下げを受ける際には、「指印証明」をもらうようにする（留置係に言えばわかる）。

作成した「受任契約書」は、速やかに人権課宛にFAXで写しを提出する。着手金・報酬金は1割を納付する義務がある。また、刑事弁護人推薦運営細則12条記載の基準報酬額を上回る契約をする場合には、基準額を超える理由を記載した「契約に関する報告書」を作成し、契約書添付の上、人権課にFAXして報告しなければならない。細則に定められた基準報酬額は以下のとおりである。

- ① 被疑者段階の弁護活動 着手金20万円又は報酬金30万円
- ② 起訴後、第1審判決言渡しまで（少年事件については家庭裁判所送致後、審判がなされるまでの弁護活動（少年事件の付添人活動を含む。以下同じ） 着手金30万円又は報酬金30万円
- ③ 上訴審における弁護活動 着手金30万円又は報酬金30万円

### (4) 被疑者国選勾留前援助制度を利用して受任する場合

#### ア 被疑者援助制度の利用申込み

被疑者が勾留されるまでの逮捕段階の弁護活動について、資力要件を満たす場合には、被疑者国選勾留前援助制度（以下「勾留前援助」という）を利用す

ることができる。

勾留前援助の利用申込みから援助開始決定までの流れは以下のとおりである。

- ① 「刑事被疑者援助利用申込書」の「申込者」欄に被疑者の署名指印をもらう。
- ② 「申込書」の他の欄を記入し、援助事務センターにFAX。
- ③ 援助決定書が事務所宛てにFAXされてくる。

援助決定書が送られる前の活動も報酬の支払い対象となるので、援助決定が出る前に活動して差し支えない。

なお、被疑者が勾留される前に「弁選」を提出しなければ原則として援助報酬が支払われないので、「弁選」も忘れず提出することが肝要である。

#### イ 勾留前援助から被疑者国選への切り替え

勾留前援助は、被疑者が勾留されたら終結する。勾留前援助から被疑者国選へ切り替える場合の手続は以下のとおりである。

- ① 「国選弁護人の選任に関する要望書」（資料2）に必要事項を記入し、「①援助切替」にチェックして法テラス東京へFAX。
- ② 東京地検へ「辞任届」（原本）を提出する。写しに受理印をもらう。
- ③ 受理印のある「辞任届」写しと「要望書」写しと一緒に、「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を東京地裁刑事14部に提出する（原本提出・FAX不可）。
- ④ 法テラスから指名打診の連絡がある。
- ⑤ 裁判所から国選弁護人に選任された旨の連絡がある。選任書は直接東京地裁刑事14部で受け取る。

法テラス東京

国選弁護人の選任に関する要望書

(被疑者・被告人用)

年 月 日

日本司法支援助センター東京地方事務所 御中

当職は、下記事件につき、被疑者・被告人より国選弁護人選任請求予定(済み)である旨連絡があり、国選弁護人として指名通知されることを要望します。**裁判所から指名通知依頼があった場合には、本書を以て受任意思あるものとして当職を指名通知することを予め承諾致します。**

|                                                |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                            |                                                                                                                          |    |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 弁護<br>人<br>情<br>報                              | 弁護士名                                                                                                                                                    | 印                                                                                                                                                          | 登録番号                                                                                                                     | 所属 |
|                                                | 休日電話(携帯)                                                                                                                                                | 休日 FAX                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 一弁 <input type="checkbox"/> 二弁<br><input type="checkbox"/> ( ) 弁護士会 |    |
| 契約締結                                           |                                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 国選弁護人契約締結済み 【注意】契約未締結の場合は、指名通知できません。                                                                                              |                                                                                                                          |    |
| 選<br>任<br>を<br>要<br>す<br>る<br>事<br>件<br>情<br>報 | <input type="checkbox"/> 被疑者<br><input type="checkbox"/> 被告人<br>( <input type="checkbox"/> 一審 <input type="checkbox"/> 控訴 <input type="checkbox"/> 上告 ) | フリガナ                                                                                                                                                       |                                                                                                                          |    |
|                                                |                                                                                                                                                         | 氏 名                                                                                                                                                        | 【注意】通称や異名がある場合でも、本名を記載して頂くをお願いします。                                                                                       |    |
|                                                |                                                                                                                                                         | 生年月日                                                                                                                                                       | 年 月 日                                                                                                                    |    |
|                                                | 事件名                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                            |                                                                                                                          |    |
|                                                | 勾留場所                                                                                                                                                    | ( <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 警視庁分室 <input type="checkbox"/> 拘置所 <input type="checkbox"/> 拘置支所 )                                 |                                                                                                                          |    |
|                                                | 事件の進行状況                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 逮捕日 ( / ) ・ <input type="checkbox"/> 勾留(予定)日 ( / ) ・ <input type="checkbox"/> 起訴日 ( / )<br><small>※いづれかにチェック及び日付の記入してください</small> |                                                                                                                          |    |

【注意】裁判所から、指名通知することが相当でない連絡が法テラスにあった場合、また、法テラスへの要望書提出や裁判所への手続が遅れた場合には、要望書を随えた指名通知が行われない可能性があります(詳しくは当番弁護士マニュアルをご参照ください)。

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①援助代替    | 当職は、本件について、 <u>当番弁護士または私選弁護人紹介手続に基づく弁護士として接見し、刑事被疑者弁護援助事件として受任し、( <input type="checkbox"/> 勾留 ・ <input type="checkbox"/> 起訴 ) を受けて辞任した。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> ②当番代替など  | 当職は、本件について、 <u>当番弁護士または私選弁護人紹介手続に基づく弁護士として接見したが、受任しなかった。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> ③別件等     | <input type="checkbox"/> (ア) 当職は、同人について、先行する別事件を当番弁護士又は私選弁護人紹介手続に基づく弁護士として接見し、刑事被疑者弁護援助事件又は少年保護事件付添援助事件として受任している。<br><input type="checkbox"/> (イ) 当職は、同人について、先行する別事件を国選受任している。<br><input type="checkbox"/> (ウ) 当職は、同人について、別事件を被疑者国選弁護人として受任し、又は当番弁護士もしくは私選弁護人紹介手続に基づく弁護士として接見し、 <u>刑事被疑者弁護援助事件として受任していたところ、被疑者の釈放により弁護人選任の効力が失われたが、同人が同日再逮捕され、身柄拘束されている。</u><br><input type="checkbox"/> (エ) 当職は、同人について、 <u>被疑者国選弁護人として受任していたところ、被疑者の釈放により国選弁護人選任の効力が失われたが、同人が同一事件について起訴されている。</u> (被疑者国選弁護人選任時の事件番号: 平成 年(記) 号) |
| <input type="checkbox"/> ④求令状起訴   | 当職が被疑者国選弁護人として受任した事件が、被疑者勾留中に <u>求令状起訴</u> された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> ⑤原審国選弁護人 | 当職は、同人について、 <u>原審国選弁護人として受任していた。</u><br>⇒裁判所へ提出した <u>継続選任を希望する旨の申入書を添付</u> してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <input type="checkbox"/> ⑥複数選任    | 当職は、同人について、すでに( ) 弁護士が国選受任している本件について、 <u>二人目以降の弁護人としての選任を希望する。</u> (複数選任 人目)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> ⑦逆送      | 当職は、本件について、 <u>国選付添人又は少年保護事件付添援助付添人(当番弁護士として接見済)</u> として受任し、検察官送致(逆送)決定を受けて、付添人選任の効力が失われた又は辞任した。<br><上記②について、刑事被疑者弁護援助事件として受任しなかった理由、その他特記すべき事項>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <input type="checkbox"/> 特記事項     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

(2018.4)

送付先 法テラス東京 FAX 03-6911-\*\*\*\*

東京地検と東京地裁、それぞれに原本提出が必要な書類があるので、同じ日に両方提出に行けばスムーズである。

なお、勾留前援助を利用して受任し、勾留後は被疑者国選に切り替える場合、「刑事被疑者援助利用申込書」と「資力申告書」の2種類の書類に被疑者の署名指印をもらう必要がある。手続をスムーズに行うために、1度の機会に両方サインをもらっておくと便利である。

#### ウ 勾留前援助事件の終結

勾留前援助は、イのように被疑者が勾留されるか、被疑者が釈放されることで終結する。事件が終結した

ときには、「終結報告書」を作成して援助事務センターにFAXする。その際、受理印のある「弁選」もFAXする。終結後6か月以内に「終結報告書」を提出しなければ報酬が支払われないので、注意を要する。

被疑者が勾留されず釈放された場合でも、その後示談交渉や不起訴に向けた活動が必要な事件は多い。東京三会では、釈放後であっても、示談加算と不起訴加算がなされるので、釈放後もこれらの活動に尽力していただきたい。示談が成立したり不起訴になった場合、追加の報告をすれば、加算報酬が支払われる(示談加算の場合は示談書等、不起訴加算の場合は意見書と不起訴処分告知書を資料として添付する)。



## エ 対象事件の留意点

本年6月1日から、被疑者が勾留された全事件が被疑者国選対象事件となった。それまでは、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件が国選対象であり、それに当たらない事件（公務執行妨害、暴行、脅迫など）は勾留決定後も被疑者援助制度の対象であった。

ところが、勾留された全事件が被疑者国選対象となったため、今後、被疑者援助制度の対象となるのは、勾留前の事件に限られることになる（刑事被疑者弁護援助報酬等支出基準第7項の3で弁護士会が援助を認めたケースは除く）。上記切り替え手続を怠らないよう、留意すべきである。

## (5) 援助制度を利用することなく被疑者国選事件として受任する場合

### ア 被疑者国選事件として受任する場合の流れ

被疑者が勾留されるまでの間、勾留前援助を利用せず、勾留決定後に被疑者国選弁護人として受任することもできる。その場合の手続は以下のとおりである。

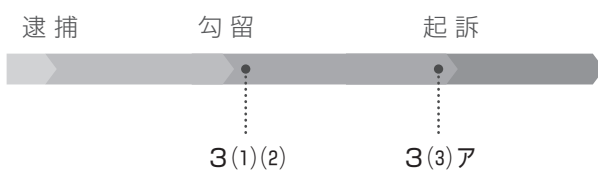
- ① 被疑者に「不受任通知書」を差し入れる。  
※ 50万円以上の資力がある場合
- ② 「国選弁護人の選任に関する要望書」(資料2)に必要事項を記入し、「②当番切替など」にチェックして法テラス東京へFAX。
- ③ 「要望書」写しと一緒に、「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を東京地裁刑事14部に提出する（原本提出・FAX不可）。資力50万円以上の場合には「不受任通知書」の写しも提出。
- ④ 法テラスから指名打診の連絡がある。
- ⑤ 裁判所から国選弁護人に選任された旨の連絡がある。選任書は直接東京地裁刑事14部で受け取る。

## イ 留意点

上記は、弁護人自身が東京地裁に「資力申告書」を持参する場合の手続の流れである。勾留質問の際に、被疑者自身が国選弁護人の請求をする場合、事前に「要望書」を法テラスに提出しておけば、当番派遣された弁護士が国選弁護人に指名されることになるので、上記③の手続は不要である。

以下、弁護人自身が東京地裁に「資力申告書」を持参する場合の留意点を述べる。東京地裁の場合、概ね午前11時頃から勾留質問手続に入る。勾留質問において被疑者から国選弁護人選任請求があれば、裁判所から法テラスに指名通知依頼がされて、法テラスがその日の待機者から順次指名打診することになる。そのため、当番弁護士として接見し、被疑者国選弁護人としてそのまま選任されることを希望するのであれば、勾留質問当日の午前11時頃までを目途に上記手続を済ませておかないと、当日待機している他の弁護士が選任される可能性があるため、留意すべきである。

## 3 被疑者国選選任からの流れと手続



### (1) 被疑者国選選任の手続

#### ア 被疑者国選対象事件の拡大

本年6月1日から、被疑者国選対象事件が、勾留された全事件へと拡大された。それに伴い、法テラスからの指名打診の手続が本年4月1日から変更された。詳しくはその際出された周知文（会員サイト（刑事弁護委員会）に掲載されている）を参照いただきたいが、以下、変更点の概要を述べる。

## イ 被疑者国選事件の指名打診手続

変更前と変更後の大きな相違点は、変更前は法テラス東京霞が関分室に出向いて受任手続をしていたところ、変更後は法テラス東京（新宿）から事務所に電話の上、指名打診をすることになったことである。

## 【変更前】

- ① 待機者が法テラス東京霞が関分室に出向き、当日入ってきた事件から選択して受任手続をする。勾留状の写しはその場で受け取る。
- ② 上記手続後に担当者がいない事件が残った場合は、他の待機者の事務所に電話し、指名打診をする。勾留状の写しは事務所へのテスト送信を経てFAXで送られてくる。

## 【変更後】

- ① 事件が入り次第、法テラス東京（新宿）から待機者の事務所に電話の上、弁護士本人に指名打診をする。
- ② 法テラス東京霞が関分室で事件を選択する方法は執らない。
- ③ 勾留状の写しは、霞が関分室の窓口で受け取る方法、事務所へのFAXで受け取る方法、いずれかを選択できる。

以前と異なり、すべて電話による指名打診によって配点することになったので、注意していただきたい。

## (2) 被疑者国選選任後の手続

待機日に指名打診を受けたら、速やかに接見に行く。勾留質問で裁判所にいる間は、裁判所の地下で接見できるので、東京地裁刑事14部に問い合わせるとよい。

選任書は、東京地裁刑事14部に直接受領しに行く。なお、選任書を受け取っていないと接見報酬等が支払われないと誤解されている弁護人がしばしばいるが、誤りである。法テラスからの指名打診の電話を受けた後の活動が報酬算定の対象となるので、指名打診を受けたら速やかに接見に行かなければならない。選任書の受領は後日でもかまわない。選任書を持参していなくとも弁護人として接見することができる。

## (3) 被疑者国選終了後の流れ

## ア 成人の場合

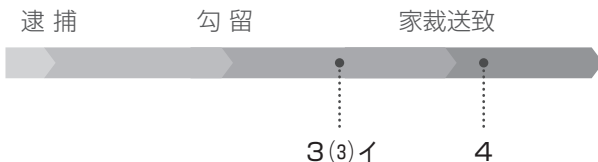
被疑者が釈放された場合、被疑者国選弁護は終了となる。法テラス霞が関に「終了通知書」（被疑者国選弁護）と、「被疑者国選弁護報告書」（選任時に送られてくる。ホームページにも掲載されている）をFAXで提出する。

接見したことの疎明資料として、「接見資料」を提出する必要がある。接見の証明になる重要なものなので、警察署で接見した際には忘れないよう注意する（留置施設に備え付けられており、留置係に「法テラスの用紙お願いします」と言えば準備してもらえる）。なお、地検・地裁の地下で接見した場合は、接見資料を備え付けていないので、法テラスへの報告にも接見資料は不要である。

被疑者が起訴された場合も、被疑者国選弁護は終了となるが、自動的に被告人国選弁護人に移行するので、起訴後の活動を継続する。ただし、勾留中求令状起訴された場合は自動的に移行しないので、「国選弁護人の選任に関する要望書」の「④求令状起訴」にチェックして提出する必要がある。

弁護士会に対して、「被疑者弁護終了報告書」（または法テラス霞が関に提出する「被疑者国選弁護報告書」）をFAXで提出する。

## イ 少年の場合



## (ア) 国選付添対象事件の場合

## a 家裁送致前の手続

成人と異なり、被疑者国選弁護人から国選付添人へは自動的に切り替わらない。

## 【国選付添対象事件の範囲】

- i) 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件
  - ii) 検察官関与事件
  - iii) 被害者等による審判傍聴申出事件
- i) は裁量的選任、ii) 及び iii) は必要的選任とされる。

被疑者国選対象事件の範囲と、国選付添対象事件の範囲が異なるので、注意を要する。

国選付添対象事件では、家裁送致の前日までに「国選付添人の選任に関する要望書」(資料3)を法テラス東京(新宿)にFAXで提出し、「申入書」を東京家庭裁判所にFAXで提出する。

両書面の提出がない場合は、被疑者国選弁護人であったとしても、国選付添人には原則として選任されず、家裁が国選付添人を選任すると判断した場合は、別の弁護士が選任されることから、両書面は必ず提出されたい。また、①国選付添人の選任を待たずに正式の法的手続(観護措置決定に対する異議申立て等)を行うために付添人となる必要がある場合、または②家裁が国選付添人を選任しないと判断をし、当番付添人の派遣要請がなされた場合を除き、

「申入書」の提出がない場合は、原則として少年保護事件付添援助制度を利用することができない。

## 【提出時期】

両書面は、家裁送致前であれば、逮捕段階でも提出することができる。なお、家裁送致予定日が不明である場合は、家裁送致予定日を記載する必要はない。勾留満期日前に家裁送致されることもあるため、検察官、留置係または少年本人から家裁送致日を確認しておくといよい。

## b 家裁送致後の手続

「終了通知書」(被疑者国選弁護)、「被疑者国選弁護報告書」を法テラス霞が関にFAXで提出する。

「被疑者弁護終了報告書」(または法テラス霞が関に提出する「被疑者国選弁護報告書」)を弁護士会にFAXで提出する。

## a) 国選付添人に選任された場合

## ① 受任時の手続

東京家庭裁判所の係属部で国選付添人選任書の原本を受領する。

## ② 終結時の手続

審判が終了した後、「終了通知書」(国選付添人)及び「国選付添報告書」を法テラス東京(新宿)にFAXで提出する。

「審判結果報告書」(または法テラス東京(新宿)に提出する「国選付添報告書」)を弁護士会にFAXで提出する。

## b) 国選付添人に選任されなかった場合

## ① 受任時の手続

少年と面会し、「付添人選任届」(援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、㊦と記載する)及び「少年保護事件付添援助(少年本人)

法テラス東京



国選付添人の選任に関する要望書

年 月 日

日本司法支援センター東京地方事務所 御中

当職は、下記事件につき、少年より国選付添人選任請求予定(済み)である旨連絡があり、国選付添人として指名通知されることを要望します。裁判所から指名通知依頼があった場合には、本書を以て受任意思あるものとして当職を指名通知することを予め承諾致します。

送付先 法テラス東京 FAX 03-6911-\*\*\*\*

|            |                                                                                                                              |                                                                                                |                                                                                                                          |      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 弁護士情報      | 弁護士名                                                                                                                         | 印                                                                                              |                                                                                                                          | 登録番号 |
|            | 休日電話(携帯)                                                                                                                     | 休日FAX                                                                                          | <input type="checkbox"/> 東弁 <input type="checkbox"/> 一弁 <input type="checkbox"/> 二弁<br><input type="checkbox"/> ( ) 弁護士会 |      |
| 契約締結       |                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 国選付添人契約締結済み 【注意】契約未締結の場合は、指名通知できません。                                  |                                                                                                                          |      |
| 選任を要する事件情報 | <input type="checkbox"/> 抗告<br><input type="checkbox"/> 再抗告<br>※該当する場合は、記載ください。                                              | フリガナ                                                                                           |                                                                                                                          |      |
|            |                                                                                                                              | 少年名                                                                                            | 【注意】通称や異名がある場合でも、本名を記載して頂ようお願いいたします。                                                                                     |      |
|            |                                                                                                                              | 生年月日                                                                                           | 年 月 日                                                                                                                    |      |
|            | 事件名                                                                                                                          | 【注意】国選付添対象事件でない場合、援助制度を利用して私選受任してください。                                                         |                                                                                                                          |      |
|            | 拘束場所                                                                                                                         | ( <input type="checkbox"/> 少年鑑別所 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 警視庁分室 ) |                                                                                                                          |      |
| 事件の進行状況    | <input type="checkbox"/> 家裁送致(予定)日 ( / ) <input type="checkbox"/> 観護措置決定日 ( / )<br>※家裁送致前に提出する場合は、家裁送致予定日が判明している場合に記入してください。 |                                                                                                |                                                                                                                          |      |

【注意】裁判所から、指名通知することが相当でない連絡が法テラスにあった場合、また、法テラスへの要望書提出や裁判所への手続が完了した場合には、要望書を附した指名通知が行われない可能性があります(詳しくは当番弁護士マニュアルをご参照ください)。

|                                                                                                                   |                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①刑事被疑者援助切替                                                                               | 当職は、本件について、当番弁護士または私選弁護士紹介手続に基づく弁護士として接見し、刑事被疑者弁護援助事件として受任したが、家庭裁判所に送致されたため、選任の効力が失われた。 |
| <input type="checkbox"/> ②付添援助切替                                                                                  | 当職は、本件について、少年保護事件付添援助事件(当番弁護士として接見済)として受任し、国選付添人選任前に辞任した。                               |
| <input type="checkbox"/> ③被疑者国選切替                                                                                 | 当職は、本件について、被疑者国選弁護士として受任していた。                                                           |
| <input type="checkbox"/> ④被告人国選切替                                                                                 | 当職は、本件について、被告人国選弁護士として選任されたが、少年法55条により、家庭裁判所に移送されたため、選任の効力が失われた。                        |
| <input type="checkbox"/> ⑤触法少年援助切替                                                                                | 当職は、本件について、子どもに対する法律援助(触法少年)として受任したが、家庭裁判所に送致されたため、選任の効力が失われた。                          |
| <input type="checkbox"/> ⑥当番切替など                                                                                  | 当職は、本件について、当番弁護士または私選弁護士紹介手続に基づく弁護士として接見したが、受任しなかった。                                    |
| <input type="checkbox"/> ⑦別件再逮捕                                                                                   |                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> (f) 当職は、同人について、先行する別事件を当番弁護士又は私選弁護士紹介手続に基づく弁護士として接見し、刑事被疑者弁護援助事件又は少年保護事件付添援助事件として受任している。 |                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> (i) 当職は、同人について、先行する別事件を国選受任している。                                                         |                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> ⑧原審国選付添人                                                                                 | 当職は、同人について、原審国選付添人として受任していた。<br>⇒裁判所へ提出した継続選任を希望する旨の申入書を添付してください。                       |
| <input type="checkbox"/> ⑨複数選任                                                                                    | 当職は、同人について、二人目以降の弁護士としての選任を希望する。(複数選任 人目)                                               |
| <input type="checkbox"/> 特記事項                                                                                     | <上記の他、特に国選付添人として指名を希望する事情などを記入して下さい。>                                                   |

(2018.4)

利用申込書」に署名、指印をしてもらい、受領する。  
 なお、少年保護事件付添援助制度の資力要件は、原則として、申込者の現金、預金その他の流動資産の合計が50万円未満であることとされている。少年の名前で申し込む場合は、少年自身の資力のみを基準として審査が行われ、保護者の名前で申し込む場合は、保護者の資力を基準として審査が行われる。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する(FAX不可)。

「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」は家庭裁判所に提出した「申入書」を添付して、援助事務センターにFAXで提出する。

## ② 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律援助終結報告書(少年保護事件付添)」を援助事務センターにFAXで提出する。

## (イ) 国選付添非対象事件の場合

### ① 受任時の手続

少年と面会し、少年に「付添人選任届」(援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、援と記載する)及び「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」に署名、指印をもらい、



受領する。

「付添人選任届」は東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」は援助事務センターにFAXで提出する。

## ② 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律援助終結報告書（少年保護事件付添）」を援助事務センターにFAXで提出する。

## （ウ） 観護措置決定がなされなかった場合

### ① 受任時の手続

家裁送致後は、在宅であっても、少年保護事件付添援助制度を利用することができる。

少年と面会し、少年に「付添人選任届」（援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、**㊦**と記載する）及び「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」に署名、押印をしてもらい、受領する。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」を援助事務センターにFAXで提出する。

### ② 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律援助終結報告書（少年保護事件付添）」を援助事務センターにFAXで提出する。

## （エ） 移送が見込まれる場合

少年が東京で事件を起こしたが、少年の住所地が他県である場合、家裁送致段階で、他県に移送されることが多い。

### ① 住所地に移送された後も継続して受任予定である場合

少年の住所地が近県にあり、移送後も付添人活動に支障がなく、継続して受任予定である場合の手続は、通常の手続と同じである。なお、「国選付添人の選任に関する要望書」を東京と移送先のいずれの法テラスに提出するかは状況にもよるので、いずれかの法テラスに確認されたい。

### ② 住所地に移送された後は継続して受任することが困難な場合

移送された場合に継続して受任することが困難な場合、少年に、移送された場合は継続して受任できないことを伝え、移送先で当番弁護士を呼ぶように伝える。

引き継ぎを円滑にするため、移送先の弁護士会に連絡をしておく。

国選付添対象事件の場合、移送されない場合に備えて、イ**㊦**aの手続をとっておく（ただし、移送された場合は、自分が国選付添人となることはできないことを付記しておく）。

## 4 家裁送致後の少年事件の流れと手続

### （1） 少年が家裁送致された後、国選付添人として配点をされた場合

#### ア 受任時の手続

㊦ 法テラス東京からの指名打診を受諾した後、FAXされてくる書類を受領する。

㊦ 少年と直ちに面会をする（東京少年鑑別所の原則的な面会時間は午前8時30分～午後0時及び午後1時から午後5時までとなっている）とともに、東京家庭裁判所の係属部に行き、国選付添人選任書の原本を受領する。

## イ 終結時の手続

審判が終了した後、「終了通知書」及び「国選付添報告書」を法テラス東京（新宿）にFAXで提出する。

「審判結果報告書」（または法テラス東京に提出する「国選付添報告書」）を弁護士会にFAXで提出する。

## (2) 少年が家裁送致された後、少年当番弁護士として派遣され、少年保護事件付添援助制度を利用して受任した場合

### ア 受任時の手続

(ア) 当番出動の連絡を受けたら、FAXされてくる書類を受領する。

※「付添人選任届」は送付されないため、当番弁護士マニュアル等から用意されたい。

(イ) 少年と直ちに面会し、少年に「付添人選任届」（援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、㊦と記載する）及び「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」に署名、指印をしてもらい、受領する。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」を援助事務センターにFAXで提出する。

(ウ) 「接見報告書」を三会刑事弁護センターにFAXで提出する。

※家裁送致後に少年当番弁護士として派遣された場合も、再度、東京家庭裁判所に対し国選付添人を選任するよう、「申入書」を提出することが好ましい。

## イ 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律

援助終結報告書（少年保護事件付添）」を援助事務センターにFAXで提出する。

## (3) 少年が家裁送致された後、少年当番弁護士として派遣され、私選で受任した場合

### ア 受任時の手続

(ア) 当番出動の連絡を受けたら、FAXされてくる書類を受領する。

※「付添人選任届」、「受任契約書」及び「契約に関する報告書」は送付されないため、当番弁護士マニュアル等から用意されたい。

(イ) 少年と直ちに面会し、少年に「付添人選任届」に署名、指印をしてもらい、受領するとともに、依頼者との間で「受任契約書」を作成する。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「受任契約書」を弁護士会にFAXで提出する。  
なお、家裁送致段階の付添人活動の着手金として30万円＋消費税を超える金額を受領する契約、もしくは審判による報酬金として30万円＋消費税を超える金額を受領する契約を締結した場合、「契約に関する報告書」も弁護士会にFAXで提出する。

着手金を受領した場合は、遅滞なく、受領額の1割を納付金として弁護士会に支払う。

(ウ) 「接見報告書」を三会刑事弁護センターにFAXで提出する。

## イ 終結時の手続

審判が終了した後、「私選弁護結果報告書」を弁護士会にFAXで提出する。

報酬金を受領した場合は、遅滞なく、受領額の1割を納付金として弁護士会に支払う。

## 5 被告人国選選任からの流れと手続



### (1) 受任の方法

被告人国選の受任の方法としては、①研修枠と②FAX持参枠がある。

研修枠で受任できるのは、司法修習生及び5条研修者の指導担当弁護士、新規登録弁護士研修対象弁護士、法テラスの養成弁護士である。

FAX持参枠は、被疑者国選名簿待機日翌日から5営業日以内の弁護士が対象である。対象の弁護士には、持参用のFAXが送られてくるので、それを持参して出向くことになる。

いずれも、必ず弁護士本人が法テラス東京霞が関分室に出向いて受任手続をする。一審の場合は起訴状、控訴審・上告審の場合は原判決書が資料として添付されているので、それらにも目を通しながら事件を選択する。

上記①②の枠で指名打診できなかった事件は、各弁護士会に国選弁護人候補者の推薦を求めることになる。当会では、名簿登載者にFAXしたり、メーリングリストに流すなどして担当者を募ることとしている。

### (2) 配点時間

各枠の配点時間は次のとおりである。

|       | 9:10～9:40               | 9:50～10:20          | 10:30～11:00         |
|-------|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 月・水・金 | 【研修枠】<br>研修対象者のみ<br>選択可 | 【FAX持参枠】<br>(東弁)    | 【FAX持参枠】<br>(一弁・二弁) |
| 火・木   |                         | 【FAX持参枠】<br>(一弁・二弁) | 【FAX持参枠】<br>(東弁)    |

### (3) 受任後の手続

#### ア 一審事件の場合

選任書を東京地裁刑事部の係属部で受け取る。

#### イ 控訴審事件の場合

法テラス東京霞が関分室で資料を受け取ったら、そのまま東京高裁刑事部の係属部に赴き、国選弁護人選任手続をする。係属部へ資料を持参しなければ、選任手続が進まないので注意すべきである。

#### ウ 上告審事件の場合

最高裁から後日選任書が郵送されてくる。選任書受領後の活動が報酬算定の対象となる。

### (4) 終了後の手続

事件終了後は、法テラス東京（新宿）へ「被告人国選弁護報告書」をFAXで提出する。

弁護士会に「国選弁護結果報告書」（または法テラス東京へ提出する「被告人国選弁護報告書」）をFAXで提出する。

## 6 資料等

### (1) FAX 番号

FAX番号は、当番弁護士マニュアルに掲載されているので、参照されたい。

FAX番号が印字されている書式も多いので、印字された番号に送付すればよい。ただし、FAX番号が変更されることもあるので、弁護士会からの案内や会員サイトを参照し、最新の書式を利用するよう留意していただきたい。

## (2) 手続・書式についての参考資料

### ア 紙媒体

紙媒体としては、当番弁護士マニュアル本文編，書式・資料編，新・実践刑事弁護，少年事件マニュアル手続編を参照されたい。

### イ 書式データ

書式データについては，日本弁護士連合会会員専用サイト（書式マニュアル→少年事件関係→委託援助業務利用における書式），法テラス東京（法専門家の方へ→国選弁護人・国選付添人→報告書），東京

弁護士会会員サイト（書式→国選・当番・法律援助事業書式）を参照されたい。

## (3) 会員サイト(少年事件に関する手続)

少年事件に関する手続については，東京弁護士会会員サイト（マニュアル→業務に関するマニュアル→少年事件ケース別事務手続きの流れ）にも掲載しており，サイトからは書式を直接ダウンロードすることができる。また，サイトの書式は，随時更新していることから，同サイトも参照されたい。

## 贖罪寄付を東弁に！

### ～法律援助事業の貴重な財源です～

東弁では，被疑者・被告人の改悛の真情を表すための「贖罪寄付」を受け付けています。贖罪寄付をしていただいた場合には，日弁連・東弁連名の証明書を発行しますので，情状証拠として提出可能です。

東弁に対する贖罪寄付は，日弁連が行う犯罪被害者，外国人，子ども，ホームレス等法律援助事業の貴重な財源となっています。また，被疑者弁護援助・少年付添援助の接見等の加算援助の財源でもあります。1万円，5万円といった贖罪寄付も受け付けています。是非，贖罪寄付は東弁をお願いします。

\*申込書・詳細は下記日弁連会員専用ページからダウンロードできます。

日弁連WEBのトップページ⇒会員専用ページへログイン⇒書式・マニュアル⇒刑事関係⇒その他刑事関係（医療観察・検察審査会等含む）⇒贖罪寄付は弁護士会へ（ご案内）

\*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205